○土地改良区の役員の退任

平成30年9月14日 第4026号

(農村森林整備課) ………11

目 次 **示** (第765号 - 第779号) ○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………1 ○自衛官の募集 (市町村支援課) …………1 ○生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) ……2 ○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) ……3 ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) ……3 ○道路の区域の決定 (道路維持課) ……3 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……4 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……4 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……4 ○道路の供用の開始 (道路維持課) ………5 ○保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) ………5 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……5 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……6 ○道路の区域の変更 (道路維持課) ……6 ○道路の供用の開始 (道路維持課) ……6 ○競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ……7 ○一般競争入札の実施 (警察本部会計課) ……8 ○落札者等の公示 (財産活用課) ………11

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	13
公安委員会		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	11
〇都市計画の図書の与しの縦覧 	(都市計画課)	11

福岡県告示第765号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質に よって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ ならない区域(以下「形質変更時要届出区域|という。)を次のとおり指定する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小 川

1 指定する形質変更時要届出区域 直方市大字中泉1298番2及び1299番5の各一部

不

2 土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合し ていない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

福岡県告示第766号

福岡市博多区東公園7番7·福岡市博多区奈良屋町3番1· 每週火金曜

2 - 643 - 30282 - 262 - 5726

(電話 092-(電話 092-

総務部行政経営企画課印 刷 株 式 会 社

福岡県久 野

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定 により、平成30年度における自衛官候補生の募集期間、受験資格、試験期日、受付場所 並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

平成30年9月8日(土)から平成30年11月13日(火)まで

- 3 受験資格
- (1) 18歳以上27歳未満の者で日本国籍を有する者
- (2) 詳細は、募集要項による。
- 4 試験期日

平成30年11月24日(土)又は25日(日)のうち指定する1日

5 受付場所

受 付 場 所	名 称
福岡市博多区竹丘町 1 - 12 (電話 092 - 584 - 1881 ~ 3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093-963-7728 又は 093-963-3590)	北九州出張所
築上郡築上町大字西八田番地不詳(築城基地内)(電話 0930 - 56 - 1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋 1455 - 1 (芦屋基地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 093 - 223 - 0981) 交換呼出	芦屋地域事務所
飯塚市川津 639 - 1	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0948 - 22 - 4847)	飯塚地域事務所
春日市大和町 5 - 12 (福岡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 591 - 7450)	春日分駐所
福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘 2 - 2 - 63	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 607 - 4826)	福岡募集案内所(和白)

福岡市西区姪の浜 5 - 4 - 20 パールマンション 1 F	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 092 - 891 - 7941)	福岡西募集案内所(姪浜)
久留米市山川追分 1 - 8 - 19 エスポワール豊福 2 番館 1 F (電話 0942 - 23 - 7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町 1 - 2 - 9	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944 - 52 - 3810)	大牟田地域事務所
小郡市小郡 2277(小郡駐屯地内)	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0942 - 72 - 3161)交換呼出	小郡分駐所
八女市稲富 127 番地	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0943 - 24 - 5192)	八女地域事務所
柳川市三橋町下百町 6 - 7	自衛隊福岡地方協力本部
(電話 0944 - 72 - 7794)	柳川地域事務所

6 試験場の位置及び名称(予定)

月日 (曜日)	試験場	位 置	名 称
11月24日 (土)	北九州	北九州市小倉南区北方	陸上自衛隊小倉駐屯地
11/,12111 (土/	40/0/1	5 - 1 - 1	12.2.2 H 10.4.1 / 12.6.2.6
11月24日 (土)	福岡	春日市大和町 5 - 12	陸上自衛隊福岡駐屯地
又は25日(日)	7亩 1円	春日川八仙町 3 - 12	隆上日角
11月24日 (土)	筑後	久留米市国分町100	陸上自衛隊久留米駐屯地
又は25日(日)	少1、1交	又は久留米市高良内町2728	又は陸上自衛隊前川原駐屯地

福岡県告示第767号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国 の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。) 第14条第4項においてその例によるものと された場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条 の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定によ り次のように告示する。

平成30年9月14日

绀
Ш
14
皿
9
卅
30
成
1

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
糸島地介歯 27	水谷歯科医院	糸島市志摩師吉131-43	Н 30 · 6 · 26	居管・予居管
宗遠介歯 5	医療法人ひだか 歯科医院	遠賀郡水巻町吉田西三丁目 14-14	Н 30 · 3 · 1	居管・予居管
う介薬39	オメガ薬局吉井 店	うきは市吉井町千年74-7	Н 30 · 6 · 1	居管・予居管
小居62	特別養護老人ホ ーム青寿苑ユニ ット型	小郡市井上531番地	Н 30 · 3 · 1	短生・予短生
小介福4	特別養護老人ホ ーム青寿苑ユニ ット型	小郡市井上531番地	Н 30 · 3 · 1	老福
田川居360	特別養護老人ホ ームよろこび	田川郡大任町大字大行事 4126番地	Н 30 · 3 · 1	短生・予短生
田川介福20	特別養護老人ホ ームよろこび	田川郡大任町大字大行事 4126番地	Н 30 · 3 · 1	老福
糸島地介福 4	地域密着型特別 養護老人ホーム はまぼう	糸島市二丈深江2291-1	Н 30 · 7 · 10	地老福

福岡県告示第768号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法|という。)第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関 から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例 によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
大川介78	平川クリニック	大川市大字榎津280、281	Н 30 · 7 · 16

う介薬31 オメガ薬局吉井店 うきは市吉井町千年74-7 $H 30 \cdot 5 \cdot 31$

福岡県告示第769号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配 偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第 4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関 から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4 項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
田居233	訪問看護ステーション ビリーブ	訪問看護ステーションあおぞら 田 川営業所	田川市大字伊田4191 - 1	Н 30 · 7 · 1
田川居 189	グループホームマ ルミ赤村	グループホーム心 笑み赤村	田川郡赤村大字内田 小柳山2223-27	H 29 · 10 · 1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北介訪 5	介訪 栄光会訪問 看護ステー ション		糟屋郡志免町別府西三 丁目8-15	Н 30 · 5 · 31
行居125	介護ショップ 蓮	行橋市大字東徳永473 - 6扇アパート1号室	行橋市北泉五丁目12- 1	Н 30 · 5 · 16
宮居71	アカンパニ	宮若市龍徳188 - 4	中間市朝霧四丁目21-1	H 29 · 10 · 1

福岡県告示第770号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種 類	路線名	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	直 方北九州線自転車道	鞍手郡鞍手町小牧293番1先から 中間市大字下大隈679番5先まで	4.0 ~ 10.7	939.8

福岡県告示第771号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
ii da	旧坐	玉名。	前	八女市立花町白木3302番 1 先から 八女市立花町白木3311番 1 先まで	11.0 ~ 12.9	13.0
八女	県道	八 女	後	八女市立花町白木3302番 1 先から 八女市立花町白木3311番 1 先まで	12.9 ~ 30.0	13.0

福岡県告示第772号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
-	旧光	宗像。	前	糟屋郡篠栗町大字金出 3288番 2 先から 糟屋郡篠栗町大字金出 3279番24先まで	13.5 ~ 19.4	23.6
福 岡	県道 	篠栗	後	糟屋郡篠栗町大字金出 3288番 2 先から 糟屋郡篠栗町大字金出 3279番24先まで	17.5 ~ 24.2	23.6

福岡県告示第773号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	芥 屋 大 門 線 公 園	前	糸島市志摩芥屋744番 先から 糸島市志摩芥屋757番 先まで	17.0	26.0

※島市志摩芥屋744番 1 16.0 たから ~ ※島市志摩芥屋757番 1 21.0	26.0	
---	------	--

福岡県告示第774号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年9月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	中間線宮田	宮若市龍徳1774番 1 先から 宮若市龍徳1724番 1 先まで

福岡県告示第775号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糟屋郡須恵町大字佐谷字梅ケ浦1744の2、1744の10、1744の11、1744の6 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ケ浦1744の2・1744の10・1744の11 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第776号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	Z f	間にメート	員、ル)	延 長 (メートル)	備考
那一珂	県道	板付	前	春日市須玖北 丁目36番先か 春日市須玖南 丁目117番1 まで	ъБ 	6.2 ~ 18.0	748.0	
70 3		牛 頸 線 筑紫野	後	春日市須玖北 丁目36番先か 春日市須玖南 丁目117番1 まで	i →	6.2 ~ 18.0	748.0	

	後	春日市須玖北九 丁目120番先から 春日市須玖南三 丁目1番1先ま	10.6 ~ 52.0	680.7	うち県道 大野城二 丈線重用 延長 263.6 メートル
--	---	--	-------------------	-------	--

福岡県告示第777号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の目から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
那珂	県道	久 光 線	前	筑紫野市大字型 小田911番6分から 筑紫野市大字型 小田744番1分まで	4.5	26.8	
)	水池	西小田 ***	後	筑紫野市大字西 小田911番6 気 から 筑紫野市大字西 小田277番 2 気 まで	3.5	1,786.9	うち県道 久留米筑 紫野線重 用延長 1760.1 メートル

福岡県告示第778号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域 を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先ま で	3.9 ~ 13.2	176.0
朝倉	目光	甘木蚰	前	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先ま で	3.9 ~ 21.8	129.8
朝倉	京 坦	吉 井	後	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先ま で	3.9 ~ 13.2	176.0
				後	朝倉市黒川1857番1先から 朝倉市黒川883番7先ま で	3.9 ~ 21.8

福岡県告示第779号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 30年9月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧 に供する。

平成30年9月14日

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘 木 線 吉 井	朝倉市黒川1857番 1 先から 朝倉市黒川883番 7 先まで

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。 平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類 福岡県警察総合指揮システム機器等賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに 該当する者(特別の理由がある場合を除く。)
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定 の期間を定めて競争入札を参加させないこととした者であって、当該期間を経過 していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし て使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の 義務を履行していない者
 - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
 - オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)
 - カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。)と入札参加資格を得ようとする者の使用に係

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む

- 。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
 - ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - 工 流動比率
 - 才 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書 (様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理 人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書 (3か月以内に発行された原本又は写し)並び に消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 (3か月以内に発行さ れた原本又は写し)
- カ 社会保険等加入状況報告 (誓約) 書 (様式第10号) 及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び個人住民税特別徴収税額決定通知書の写し
- ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業 年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31

1

日現在のもの) (様式第3号) 及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇 用状況調査票(様式第4号)
- コ 営業概要表(様式第5号)
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等
- シ 印刷業明細表(印刷業のみ) (様式第7号)
- ス ビル清掃管理業明細表 (ビル清掃管理業のみ) (様式第8号)
- セ 暴力団排除に関する誓約書(役員名簿) (様式第9号)
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ IS〇9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分に あるものに係る評価申請書等(ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの)
- テ 返信用封筒(392円切手を貼付した長形3号封筒)
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロ

- ードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間

この公告の日から平成30年10月3日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知(郵送)する。

- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成 31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札 参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名

福岡県警察総合指揮システム機器等賃貸借契約

- (2) 契約内容及び特質等入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間平成31年5月1日から平成38年4月30日までの間
- (4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規 定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成29年4月福岡県告示第339号)に定める資格を得ている者(平成29年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載表)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

汨

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争 入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)からダウンロ

- ードすることにより入手することができる。
- 4 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加 資格をいう。以下同じ。)

平成30年10月24日(水曜日)現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め に応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生 法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管 達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。) 期間 中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2233

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成30年9月14日(金曜日)から平成30年10月23日(火曜日)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 5の部局とする。
- (2) 提出期限 平成30年10月24日(水曜日)午後5時45分
- (3) 提出方法 持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期 限内必着) で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(2) 日時 平成30年10月25日(木曜日)午前10時00分

11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全でが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札,保証金

見積金額(消費税込みの金額)の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。 ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税込みの金額)の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額と するもの)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合
- 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに 加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額(消費税込みの金額)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 14 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者に くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入 札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の 県の情報 (公知の事実を除く。) を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
 - A lease contract for computers, peripheral devices, and soft wares for The Fukuoka Prefectural Police Combined Command System
- (2) Time Limit of Tender 5:45 PM on October 24, 2018
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan

Tel 092-641-4141 (Ext.2233)

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る物品の名称

福岡県庁舎電力供給(単価契約)

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (1) 部局の名称 総務部財産活用課
- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日 平成30年8月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏名 九州電力株式会社
- (2) 住所

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 5 落札金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 257,118,770円 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 入札公告日

平成30年7月10日

公告

耳納山麓土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律 第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年9月14日

退任理事

	氏		名	住	所	
橋	本	政	孝	久留米市中央町19番地7-907号		

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画土地区画整理事業の変更(平成30年8月31日筑紫野市告示第184号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示172号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示173号)

平成 30 年 9

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示174号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示175号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示176号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示177号)

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の決定(平成30年8月17日糸島市告示178号)

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称 飯塚市有井字鳥羽355番92及び355番124から355番147まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市有井355番地の7 有限会社ホテルしろ

代表取締役 松山 哲也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年9月14日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

古賀市小竹字ハシダ278番1、278番3、278番4及び280番

平成30年9月14日

古賀市小竹758番地

中野 作郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 小郡市干潟字中屋敷626番3及び626番11
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 小郡市干潟626番地6 井手上 孝久

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36 条第3項の規定により公告する。

平成30年9月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 大牟田市大字手鎌字高島475番及び476番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大川市大字荻島269番地1

福山 久德

公安委員会

福岡県公安委員会告示第253号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イ の規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平 成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定により 、次のように公示する。

平成30年9月14日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審查

2 審査に係る運転免許の種類 法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。 ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日時	項目	場		審査種別
平成30年10月22日(月曜日) 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天社 27号	申四丁目4番	
平成30年10月23日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで		ベストアメニティ 福岡県指定自動車		
平成30年10月29日(月曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで		遠賀郡遠賀町大与 地の5 おんが自動車学校	. ,	普通及び普通 第二種免許
平成30年10月30日(火曜日) 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	北九州市門司区大字畑120番 地 アイルモータースクール門司		大型、中型、 準中型、大型 特殊、大型二 輪、普通二輪、 牽引、大型第 二種及び中型 第二種免許

5 審査の申請手続及び受付期間

汨

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦 3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの)
- 審査自動車を運転することができる運転免許証(仮運転免許証を除く。)両 面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料(福岡県領収証紙によること。)

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550 円
普通免許	11,850 円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,650 円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450 円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は 、これを証明する書面
 - ※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。 郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。
 - ※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は 行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から平成30年10月12日(金曜日)まで(福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)に規定する県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から平成30年10月12日(金曜日)までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証(仮運転免許証を除く。)を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する

者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連 絡 先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所 在 地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892